

令和2年度第5回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会理事会

日時：令和3年3月24日（水）午後3時00分より

会場：稲毛保健福祉センター 3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 区長挨拶

4 議 題

- (1) 稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正について
- (2) 令和2年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について
- (3) 令和2年度決算見込みについて
- (4) 令和3年度通常総会の開催について
- (5) 令和3年度区連協要望事項の提出について

5 その他

- (1) 令和3年度地区連負担金・交付金（見込み）について

6 閉 会

次回

第1回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会・理事会

日時：4月 日（ ） 時 分～

会場：

（昨年度実施4月16日（火）14時00分～）

稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正について

1 改正経緯

地区連協交付金については市からの直接的な補助金ではないものの、その性質上、区町内自治会連絡協議会運営補助金（区連協補助金）に準じた取扱いが求められるため、令和２年度から、対象経費（使途）を定め、事業報告書及び収支決算書等（任意書式）のご提出に加え、領収書等の確認を行うこととなりました。

地区連協の活動については、今年度の新型コロナウイルス感染症の影響のように、当初の計画どおり遂行できず、事業縮小、中止等により交付金に不用額が発生することも考えられますが、「稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱」上、不用額を区連協へ返還する手続きについての規定がなかったことから、不用額の返還に関する取扱いを明確化するため要綱を一部改正するものです。

2 要綱改正（案）

別紙１のとおり

3 新旧対照表

別紙２のとおり

稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱

(目的)

第1条 稲毛区町内自治会連絡協議会（以下「稲毛区連協」という。）会長は、町内自治会の振興及び育成を図るため、稲毛区内に所在する地区町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）に対して、この要綱に基づき、予算の範囲内において、地区町内自治会連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象地区等)

第2条 交付金の交付対象地区は別表1のとおりとする。ただし、千葉市地域運営交付金交付要綱第6条の規定に基づき、同要綱第2条に定める補助対象団体で、千葉市地域運営交付金の交付を受ける場合は、交付金の交付対象から除くものとする。

- 2 交付金の交付の対象となる事業は、地区町内自治会連絡協議会の運営及び事業並びに単位町内自治会等との連絡調整とし、交付対象経費及び交付対象外経費は、別表2のとおりとする。

(交付基準)

第3条 地区連協に対する交付金は、当該地区連協が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表3のとおりとする。

- 2 交付基準における加入世帯数は、交付年度の前年度の3月31日を基準日とし、基準日時点で当該地区連協に属する町内自治会が把握している加入世帯数の合計とする。

(交付金の交付申請)

第4条 地区連協は、交付金の交付を申請しようとするときは、稲毛区連協会長が指定する日までに、地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、稲毛区連協会長に提出しなければならない。ただし添付書類の第1号及び第2号については、その内容を満たす地区連協の総会資料をもって替えることができるものとし、第4号については、前年の交付金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 地区町内自治会連絡協議会会則

(交付決定通知及び交付時期)

第5条 稲毛区連協会長が、交付金の交付を決定し地区連協に通知するときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

また、稲毛区連協は様式第2号による通知後、速やかに交付金の交付を行うこととする。

(実績報告)

第6条 地区連協は事業等が完了し稲毛区連協会長に報告しようとするときは、地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して稲毛区連協会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 交付対象経費への支出を行った場合は、領収書その他の支出をしたことを証する書類

(額の確定等)

第7条 稲毛区連協会長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書(様式第4号)により地区連協に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 稲毛区連協会長は地区連協が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を第1条に掲げた目的に反する用途に使用したとき。

(3) 交付金の交付の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(4) 千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号)第4条の2各号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(返還命令)

第9条 稲毛区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 稲毛区連協会長は地区連協に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、稲毛区連協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1

交付対象地区（第2条関係）

地区連協名
小中台中学校区（第6地区）
轟町中学校区（第15地区）
稲毛中学校区（第19地区）
千草台中学校区（第20地区）
草野中学校区（第25地区）
山王中学校区（第37地区）
都賀中学校区（第39地区）
緑が丘中学校区（第41地区）
緑町中学校区緑・黒砂（第49地区）

別表2

交付対象経費及び交付対象外経費（第2条関係）

交付対象経費	(1) 共済費 (2) 賃金 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 消耗品費 (6) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等に限る。) (7) 印刷製本費 (8) 通信運搬費 (9) 手数料 (10) 修繕料 (11) 筆耕翻訳料 (12) 保険料 (13) 委託料(事業の全部を委託する場合を除く。) (14) 使用料及び賃借料 (15) 備品購入費 (16) 負担金、補助及び交付金
--------	--

<p>交付対象外経費</p>	<p>(1) 役員に対する報酬（費用弁償を除く。） (2) 交際費（慶弔費、見舞金及び懇親会費等） (3) 食糧費（会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。） (4) 事業の全部を委託する場合の委託料 (5) 寄附金 (6) 公租公課（消費税を除く） (7) その他交付対象経費とすることが適当でないと稲毛区連協会長が認める経費</p>
----------------	---

別表 3

交付基準（第 3 条関係）

区 分	補助限度額
団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円
世帯割	加入世帯数×10円
均等割	20,000円

様式第1号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書

(あて先) 稲毛区町内自治会連絡協議会長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

年度地区町内自治会連絡協議会交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請
します。

交付金の目的及び 内 容	町内自治会の振興及び育成を図るため、地区町内自治会連絡協議 会の運営及び事業並びに単位町内自治会等との連絡調整に係る経 費の補助
交付を受けようとする 交付金の額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 役員名簿 4 地区町内自治会連絡協議会会則

様式第2号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会

会 長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった 年度地区町内自治会連絡協議会交付金について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額	円
交 付 条 件	1 町内自治会の振興及び育成を図るため、地区町内自治会連絡協議会の活動を着実に実施すること。 2 地区町内自治会連絡協議会の活動等に対して疑義が寄せられた場合は、稲毛区町内自治会連絡協議会事務局及び市が行う調査に対して誠実に対応すること。

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書

(あて先) 稲毛区町内自治会連絡協議会長

申請者

住所

団体名

代表者名

印

{ (※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

事業が終了いたしましたので、次のとおり報告します。

交付金交付決定額	
事業の経費精算額	
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 交付対象経費への支出を行った場合は、領収書その他の支出をしたことを証する書類

様式第4号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会

会 長 _____ 様

地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書

_____年 ____月 ____日付地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書により、交付すべき地区町内自治会連絡協議会交付金の額を次のとおり確定したので、要綱第7条の規定により通知します。

_____年 ____月 ____日

稲毛区町内自治会連絡協議会長 _____ 印

1 交付金の交付決定額 _____ 円

2 補助事業の経費精算額 _____ 円

3 交付金の確定額 _____ 円

様式第5号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会
会長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書

年 月 日付地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書により通知した地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、地区町内自治会連絡協議会運営交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様式第6号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会
会 長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書

地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱第9条第3項の規定より、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額		円
交付金の既交付額	年 月 日交付	円
交付金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返 還 時 期	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返 還 方 法		

稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正について（新旧対照表）

旧	新
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（決定の取消し）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>（返還命令）</p> <p>第8条 稲毛区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書（様式第5号）によるものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、稲毛区連協会長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（額の確定等）</p> <p>第7条 稲毛区連協会長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書（様式第4号）により地区連協に通知するものとする。</p> <p>（決定の取消し）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書（様式第5号）によるものとする。</p> <p>（返還命令）</p> <p>第9条 稲毛区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>2 稲毛区連協会長は地区連協に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p> <p>3 前2項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書（様式第6号）によるものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、稲毛区連協会長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>

別表1 (略)

別表2

交付対象経費	(1) ~ (16) (略)
交付対象外経費	(1) ~ (5) (略) (6) 公租公課 (7) (略)

別表3 (略)

附 則

この要綱は、令和3年●月●日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 (略)

別表2

交付対象経費	(1) ~ (16) (略)
交付対象外経費	(1) ~ (5) (略) (6) 公租公課 (消費税を除く) (7) (略)

別表3 (略)

様式第1号～様式第3号 (略)

様式第1号～様式第3号 (略)

様式第4号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会

会長 _____ 様

地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書

_____年 ____月 ____日付地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書により、交付すべき地区町内自治会連絡協議会交付金の額を次のとおり確定したので、要綱第7条の規定により通知します。

_____年 ____月 ____日

稲毛区町内自治会連絡協議会長 _____ 印

1 交付金の交付決定額 _____ 円

2 補助事業の経費精算額 _____ 円

3 交付金の確定額 _____ 円

様式第4号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会
会長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書

年 月 日付地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書により通知した地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、地区町内自治会連絡協議会運営交付金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様式第5号

申請者

〇〇地区町内自治会連絡協議会
会長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書

年 月 日付地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書により通知した地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、地区町内自治会連絡協議会運営交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様式第5号

申請者
 ○○地区町内自治会連絡協議会
 会長 様

地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書

地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱第8条の規定より、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長 印

交付金の交付決定額		円
交付金の既交付額	年 月 日交付	円
交付金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還時期	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

様式第6号

申請者
 ○○地区町内自治会連絡協議会
 会長 様

地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書

地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱第9条第3項の規定より、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

稲毛区町内自治会連絡協議会長 印

交付金の交付決定額		円
交付金の既交付額	年 月 日交付	円
交付金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還時期	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

令和2年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について

1 実績報告 (地区連協⇒稲毛区連協会長)

(1) 提出書類 (令和2年度の地区連協会長名でご提出ください。)

事業年度終了時に、地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書 (様式第3号) に、以下の書類を添付して提出してください。

ア 事業報告書

イ 収支決算書

ウ 領収書等 (※) の原本 (コピー後、返却いたします。)

※原則、領収書やレシートで、提出が困難な場合には支出差引簿など支出の明細が分かる資料 (3月31日以前の支出が対象となります。)

(2) 提出期限

令和3年4月9日 (金) (用意ができ次第ご連絡ください。)

※提出期限までに収支決算が確定しない場合は、見込みでご提出ください。

(3) 提出先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1

稲毛区町内自治会連絡協議会事務局 (稲毛区役所地域振興課内) 担当: 宮川

電話: 043-284-6105 FAX: 043-284-6149

Eメール: chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp

2 額の確定等 (稲毛区連協会長⇒地区連協)

上記1の提出書類等の審査後、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書 (様式第4号) により地区連協に通知します。

地区連協に通知した様式第4号通知書において、既に交付されている交付金と補助事業の経費精算額、交付金の確定額が同額 (通知書1~3の額が同額) の場合⇒ここで終了

地区連協に通知した様式第4号通知書において、補助事業の経費精算額、交付金の確定額より、既にその額を超える交付金が交付されている (通知書1の額が同2、3の額を超えている) 場合⇒次ページへ

3 返還命令（稲毛区連協会長⇒地区連協）

上記2の様式第4号に記載した「交付金の交付決定額」より「交付金の確定額」を除いた金額の返還について、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書（様式第6号）により地区連協に通知します。

4 返還（地区連協⇒稲毛区連協会長）

上記3の通知を受けた地区連協は、返還すべき金額について、同通知に定められた期限、方法により稲毛区連協会長に返還してください。

令和3年度通常総会の開催について

1 令和3年度通常総会までの日程 (案)

(1) 監事会……令和3年4月13日 (火) 13時30分から

[令和2年度決算審査]

※参考 平成30年度:4月17日 (火) 13時30分
 令和元年度:4月16日 (火) 13時30分
 令和2年度:中止 (当初予定:4月14日 (火) 13時30分)

(2) 第1回三役会理事会……令和3年4月13日 (火) 14時00分から

[令和3年度役員決定、通常総会役割分担決定、令和2年度決算報告ならびに令和3年度予算 (案)]

※参考 平成30年度:4月17日 (火) 14時00分
 令和元年度:4月16日 (火) 14時00分
 令和2年度:4月14日 (火) 13時50分 ※三役会のみ縮小体制にて実施

(3) 第2回三役会理事会……令和3年4月20日 (火) 14時00分から

[通常総会開催に伴う打合せ【議長団を含む】、被表彰者の確認]

※参考 平成30年度:4月24日 (火) 14時00分
 令和元年度:4月23日 (火) 14時00分
 令和2年度:4月 書面開催 ※第1回理事会として実施

(4) 通常総会……令和2年5月9日 (日) 10時00分から

※参考 平成30年度:5月13日 (日) 10時00分
 令和元年度:5月12日 (日) 10時00分
 令和2年度:5月 書面開催

2 議長団・議事録署名人及び監事の役割分担について

歴代一覧 別紙のとおり

歴代議長団一覽

(敬称略)

年 度	地区連	自 治 会 名	氏 名
平成 5 年度	5地区		
	6地区		
平成 6 年度	15地区		
	19地区		
平成 7 年度	20地区		
	25地区		
平成 8 年度	37地区		
	39地区		
平成 9 年度	41地区		
	5地区		
平成 10 年度	6地区		
	15地区		
平成 11 年度	20地区		
	25地区		
平成 12 年度	19地区		
	39地区		
平成 13 年度	5地区		
	41地区		
平成 14 年度	15地区		
	37地区		
平成 15 年度	6地区		
	25地区		
平成 16 年度	19地区		
	39地区		
平成 17 年度	5地区		
	41地区		
平成 18 年度	20地区		
	37地区		
平成 19 年度	15地区		
	25地区		
平成 20 年度	19地区		
	39地区		
平成 21 年度	41地区		
平成 22 年度	6地区		
	20地区		
平成 23 年度	19地区		
	37地区		
平成 24 年度	15地区		
	49地区		
平成 25 年度	25地区		
	41地区		
平成 26 年度	39地区		
	37地区		
平成 27 年度	6地区		
	20地区		
平成 28 年度	19地区		
	49地区		
平成 29 年度	15地区		
	41地区		
平成 30 年度	25地区		
	39地区		
令和 元 年度	6地区		
	20地区		
令和 2 年度	19地区		
	37地区		

歴代議事録署名人一覧

(敬称略)

年度	地区連	自治会名	氏名
平成 5 年度	6地区		
	15地区		
平成 6 年度	39地区		
	41地区		
平成 7 年度	25地区		
	37地区		
平成 8 年度	19地区		
	20地区		
平成 9 年度	5地区		
	15地区		
平成 10 年度	39地区		
	41地区		
平成 11 年度	5地区		
	19地区		
平成 12 年度	20地区		
	25地区		
平成 13 年度	6地区		
	37地区		
平成 14 年度	39地区		
	41地区		
平成 15 年度	5地区		
	15地区		
平成 16 年度	25地区		
	37地区		
平成 17 年度	19地区		
	20地区		
平成 18 年度	5地区		
	25地区		
平成 19 年度	6地区		
	39地区		
平成 20 年度	37地区		
	41地区		
平成 21 年度	19地区		
	20地区		
平成 22 年度	5地区		
	39地区		
平成 23 年度	15地区		
	25地区		
平成 24 年度	6地区		
	41地区		
平成 25 年度	19地区		
	37地区		
平成 26 年度	20地区		
	49地区		
平成 27 年度	25地区		
	39地区		
平成 28 年度	6地区		
	15地区		
平成 29 年度	19地区		
	37地区		
平成 30 年度	20地区		
	41地区		
令和 元 年度	25地区		
	49地区		
令和 2 年度	6地区		
	39地区		

歴代監事一覽

(敬称略)

年度	地区連	自治会名	氏名
平成 5 年度	5地区		
	19地区		
平成 6 年度	19地区		
	39地区		
平成 7 年度	15地区		
	39地区		
平成 8 年度	25地区		
	41地区		
平成 9 年度	5地区		
	15地区		
平成 10 年度	37地区		
	41地区		
平成 11 年度	25地区		
	37地区		
平成 12 年度	15地区		
	39地区		
平成 13 年度	25地区		
	37地区		
平成 14 年度	6地区		
	19地区		
平成 15 年度	15地区		
	39地区		
平成 16 年度	5地区		
	41地区		
平成 17 年度	19地区		
	20地区		
平成 18 年度	6地区		
	41地区		
平成 19 年度	20地区		
	37地区		
平成 20 年度	6地区		
	25地区		
平成 21 年度	5地区		
	37地区		
平成 22 年度	15地区		
	41地区		
平成 23 年度	6地区		
	20地区		
平成 24 年度	25地区		
	37地区		
平成 25 年度	20地区		
	39地区		
平成 26 年度	6地区		
	19地区		
平成 27 年度	15地区		
	49地区		
平成 28 年度	20地区		
	41地区		
平成 29 年度	25地区		
	39地区		
平成 30 年度	6地区		
	49地区		
令和 元 年度	19地区		
	37地区		
令和 2 年度	15地区		
	41地区		

令和3年度区連協要望事項の提出について

1 記入・提出方法

- (1) 各地区連協の要望事項は、単位町内自治会から提出されたものを精査し、3件程度を目安に提出くださるよう願います。
- (2) 記入及び提出の際は、所定の書式を使用してください。
- (3) 要望事項は、問題点を簡潔明瞭にまとめ、書式1枚に要望事項1件を記入してください。なお、必要に応じ、図面・写真等の資料を添付してください。
- (4) 要望事項がない場合でも、その旨を書面で回答してください。

2 提出期限

令和3年6月4日(金) (添付の返信用封筒をお使いください。)

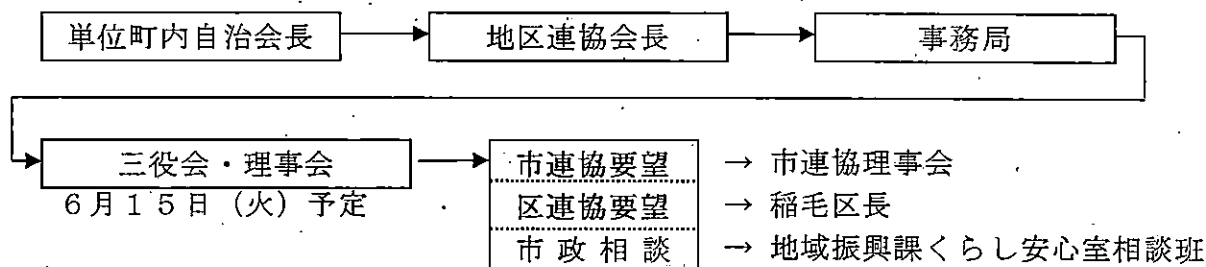
3 要望事項の分類

- (1) 要望事項は、その内容により次のとおり分類します。

分類	要望事項の内容
市連協要望	全市的な問題であり、各区共通の課題であるもの。
区連協要望	稲毛区の特徴的問題であり、区内共通の課題であるもの。
市政相談	地域住民共通の身近な問題であり、地元町内自治会や住民だけでは解決が困難で、行政と協力して処理することが必要なもの。

- (2) U字溝、カーブミラー等の設置、日常の維持管理等については、直接、花見川・稲毛土木事務所(維持建設課維持班：☎257-8843)へ連絡してください。
- (3) 要望事項の内容によって(特に、道路規制等の警察関係要望)は、担当部署への直接要望することで、区連協要望よりも早期解決できる可能性があります。

4 おおまかな処理の流れ及びスケジュール



市連協要望は、市連協理事会に諮られ、審議検討を加えたのち、本庁市民自治推進課経由で関係する部署へ送付されます。

区連協要望は、稲毛区長から市役所市民自治推進課を経由し、関係する部署へ送付されます。

5 提出先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1
 稲毛区町内自治会連絡協議会事務局(稲毛区役所地域振興課内) 担当:宮川
 電話:043-284-6105 FAX:043-284-6149
 Eメール:chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp

- 6 その他 令和2年度は、区連協要望事項としたものではありませんでした。

令和3年度地区連負担金内訳(見込み)

各地区連の負担金は、下記のとおりとする。

- 1 世帯割金額と均等割金額の合計額を負担金額とする
- 2 世帯割金額: 1世帯につき1円を乗じた額(100円未満切捨)
- 3 均等割金額: 1地区あたり5,000円
- 4 世帯数は令和3年3月31日現在で算出する
- 5 ()内は令和2年度の数値である

単位:円

地区連	世帯数	世帯割金額 A	均等割金額 B	合計金額 A+B
第6地区	10,315 (10,614)	10,300 (10,600)	5,000 (5,000)	15,300 (15,600)
第15地区	5,137 (5,344)	5,100 (5,300)	5,000 (5,000)	10,100 (10,300)
第19地区	7,530 (7,517)	7,500 (7,600)	5,000 (5,000)	12,500 (12,600)
第20地区	4,123 (4,173)	4,100 (4,100)	5,000 (5,000)	9,100 (9,100)
第25地区	5,792 (5,862)	5,700 (5,800)	5,000 (5,000)	10,700 (10,800)
第37地区	3,986 (3,933)	3,900 (3,900)	5,000 (5,000)	8,900 (8,900)
第39地区	2,583 (2,614)	2,500 (2,600)	5,000 (5,000)	7,500 (7,600)
第41地区	6,043 (6,145)	6,000 (6,100)	5,000 (5,000)	11,000 (11,100)
第49地区	3,863 (3,984)	3,800 (3,900)	5,000 (5,000)	8,800 8,900
合計	49,372 (50,186)	48,900 (49,900)	45,000 (45,000)	93,900 (94,900)

下段()は昨年度数値

※回収は7月の予定です。

※3月中に世帯数の変更が届けられられた場合、金額が変わる可能性があります。

令和3年度地区連交付金内訳（見込み）

各地区連の交付金は、下記のとおりとする。

- 1 団体割金額、世帯割金額及び均等割金額の合計額を交付額とする
- 2 団体割金額：1団体当たり500円を乗じた額
- 3 世帯割金額：1世帯当たり10円を乗じた額
- 4 均等割金額：1地区あたり：20,000円
- 5 団体数・世帯数は令和3年3月31日現在で算出する

金額の単位：円

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
稲毛区	6	47	500	23,500	10,315	10	103,150	20,000	146,650
	15	27	500	13,500	6,881	10	68,810	20,000	102,310
	19	22	500	11,000	7,530	10	75,300	20,000	106,300
	20	8	500	4,000	4,123	10	41,230	20,000	65,230
	25	21	500	10,500	5,792	10	57,920	20,000	88,420
	37	11	500	5,500	3,986	10	39,860	20,000	65,360
	39	16	500	8,000	2,583	10	25,830	20,000	53,830
	41	28	500	14,000	6,043	10	60,430	20,000	94,430
	49	7	500	3,500	3,863	10	38,630	20,000	62,130
合計									784,660

※交付は6～7月の予定です。

※3月中に自治会の結成・解散や、世帯数の変更が届けられた場合、金額が変わる可能性があります。

(参考：昨年度)

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
稲毛区	6	47	500	23,500	10,614	10	106,140	20,000	149,640
	15	27	500	13,500	7,112	10	71,120	20,000	104,620
	19	22	500	11,000	7,517	10	75,170	20,000	106,170
	20	8	500	4,000	4,173	10	41,730	20,000	65,730
	25	21	500	10,500	5,862	10	58,620	20,000	89,120
	37	11	500	5,500	3,933	10	39,330	20,000	64,830
	39	16	500	8,000	2,614	10	26,140	20,000	54,140
	41	29	500	14,500	6,145	10	61,450	20,000	95,950
	49	7	500	3,500	3,984	10	39,840	20,000	63,340
合計									793,540